研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号: 13901

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2018~2022

課題番号: 18K01245

研究課題名(和文)超スマート社会における決済システムの発展を踏まえた租税情報処理制度の法的研究

研究課題名 (英文) Legal Study on Tax information Processing System Based on the Development of Payment System in Super Smart Society

研究代表者

高橋 祐介(TAKAHASHI, YUSUKE)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号:50304291

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文): 本研究は、新たな決済システムが発展しつつも現金が決済手段の約8割を占める日本社会の特殊性を前提に、近時のデジタル・エコノミーやクレジットカードなどの取引決済にみられる事業者への情報集約現象やリアルタイム処理のクラウド会計システムなどに着目して網羅的・目的限定的に情報を取得することにより、徴税漏れ(Tax Gap)を縮小しつつ、当該情報の適切な加工・利用を行う法的システムを構築 することを目的とする。

研究成果の学術的意義や社会的意義本研究は、最近研究されなくなった事業所得(副業程度の規模含む)の捕捉率につき、社会的・技術的イノベーションを踏まえて焦点を当てることにより、研究の欠損を埋めるとともに、公平公正な社会の実現と納税者の私生活上の自由確保・情報保護の両立を図るという社会的意義を有する。

研究成果の概要(英文): The purpose of this research is to explore a tax or legal system in which tax information is acquired comprehensively, efficiently, and for limited purposes, and where tax agency and other administrative agencies use such information appropriately, based on so-called 'Digitalization of the Economy".

研究分野: 租税法

キーワード: 経済のデジタル化 デジタル・エコノミー 租税情報

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

(1) 技術的・社会的イノベーションと古典的な税務調査、研究成果の皆無

研究開始前の2017年ごろにおいては、シェアリング・エコノミーの進展、FinTech など決済手段の多様化、といったデジタル・エコノミーに関連する技術的・社会的イノベーションが進み、また政府もサイバー空間とフィジカル空間(現実社会)が高度に融合した「超スマート社会」を推進しつつあった(当時の「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)6頁(第1章(4)など)。このようなイノベーションに対して租税制度も順次対応してきており、仮想通貨の消費税非課税化、マイナンバー制度の本格実施や電子帳簿保存といった実体法・手続法的対処がなされていたが、昨今の民泊課税(2017年8月17日付朝日新聞1面「民泊の税逃れ、国税が集中調査 まず京都、張り込みも」)にみられるように、未だ納税者を内偵調査したうえで、国税通則法上の実地調査(74条の2以下)を行う、といった人的・時間的コストのかかる、また(網羅的ではない)一罰百戒的・人身御供的な課税が行われているのが実情であった。

また、申告納税制度を支えるため、正確な記帳と書類保存を義務づける青色申告制度(所得税法 143 条以下など)も、帳簿書類が保存されていればとりあえずそれは正確であるという、今から 70 年前のシャウプ勧告時の素朴な性善説に依拠しており、クレジットカードのアクワイヤラーや決済代行業者を通じた網羅的情報収集や、自動釣り銭機能付き POS レジスターの設置義務付けなどのイノベーションを利用して、帳簿書類記載事項の正確性を担保する発想はほとんどなかった(アクワイヤラーや決済代行業者からの情報収集が行われることがあるが、それは個別事例につき反面調査として行うといった、場当たり的調査程度しかない)。

他方、捕捉率格差に関する「クロヨン」現象についてはマクロ的な分析手法を用いて推計するのが、当時は一般的であり(例えば大田弘子他「所得税における水平的公平性について」景気判断・政策分析ディスカッション・ペーパー(2003、DP/03-1)、国税庁等の調査事績(国税庁「平成27事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について」(平成28年10月)など)が注目されることはほとんどなかったうえ、しかも租税法学者によるクロヨン問題を取り上げた研究成果は近時皆無といってよかった。なお、消費税のインボイス制度導入により売上捕捉が可能とされるが、同制度はまだ導入されておらず、かつ捕捉のための売上と仕入のマッチングについての考察も行われていなかった(実施不可能という意見もあった)

(2) 諸外国の動向

他方、デジタル・エコノミーの進展に合わせて、諸外国では税務行政の高度化、捕捉率の改善などが行われており(各国の状況につき平成 29 年 6 月 19 日の政府税制調査会海外調査報告参照)、中小事業所得者の所得(売上)捕捉や、小規模事業者向けの簡易申告制度導入が図られているが、現金取引が約 8 割を占めるとされる我が国特有の状況からか、明らかに議論や制度整備が遅れている。例えば小規模事業の POS システムを利用した脱税手法がほぼ 10 年前から問題となるなか(Richard Thompson Ainsworth, Zappers & Phantom-Ware: A Global Demand for Tax Fraud Technology, 50 Tax Notes Int ' 1 1017 (2008))、我が国はそもそも小規模事業者への POS システムが普及しておらず、現時点ですら議論が行われていない状況であった(POSシステムを導入しない方が、脱税が容易であることに注意)。

(3) 本研究の核心的問い

以上を踏まえ、本研究は、新たな決済システムが発展しつつも現金が決済手段の約8割を占める日本社会において「Tax Gap を縮小しつつ、課税庁による効率的・網羅的で、しかも目的限定的な情報取得・加工・利用システムとはいかなるものか、そのためにはどのような法制度の整備が必要か」、を究極的な問いとするものである。

2.研究の目的

1. の背景を踏まえ、本研究は、新たな決済システムが発展しつつも現金が決済手段の約8割を占める日本社会の特殊性を前提に、近時のデジタル・エコノミーやクレジットカードなどの取引決済にみられる事業者への情報集約現象やリアルタイム処理のクラウド会計システムなどに着目して網羅的・目的限定的に情報を取得することにより、徴税漏れ(Tax Gap)を縮小しつつ、当該情報の適切な加工・利用を行う法的システムを構築することを目的とする。

本研究は、最近研究されなくなった事業所得(副業程度の規模含む)の捕捉率につき、社会的・技術的イノベーションを踏まえて焦点を当てることにより、研究の欠損を埋めるとともに、公平公正な社会の実現と納税者の私生活上の自由確保・情報保護の両立を図るという社会的意義を有するものである。

3.研究の方法

本研究は、 行政法や刑事法、消費者保護法、独占禁止法といった他法分野との比較、 実務家(税務官庁職員、税理士、弁護士、公認会計士など)との意見交換等による実務的な観点から

の検討、 国際的な比較の3種類のアプローチを使い、段階的に問いに答えるものである。当初4年の予定であったが、コロナ禍のため、実務家との意見交換や国際的な比較は、可能な範囲での文献調査により代替することとなり、調査期間も1年延長して5年間で実施することとなった。

4. 研究成果

(1) 2018年度

本年度は、租税情報取得に関する現状把握、他法分野における議論状況、国際的な制度概要の把握を行い、「なぜ現状の制度では Tax Gap が生じるのか、情報保護上いかなる問題があるのか」を精査した。

インターネット上のプラットフォームを利用したシェアリング・エコノミーを含む経済のデジタル化の進展(いわゆるふるさと納税もその恩恵を被っている)は、プラットフォーム運用者やクレジットカードのアクワイヤラ等への支払情報の集中という現象を招き、特に事業者の収入金額把握という点では、課税庁側に相当な利点をもたらし、Tax Gap の縮小を招きうる(半ば周知の事柄でもある)。

アメリカでも同様の現象を前提にした内国歳入法典 6050W 条の制定により、事業収入捕捉の効率的かつ確実な捕捉が図られつつある(プラットフォームを利用した典型的なデジタル・エコノミーの取引だけが対象ではなく、店舗販売といった伝統的取引の支払情報(売上)把握も念頭に置いている点に注意)。他方、現在の日本における申告漏れの多い職種は、必ずしもデジタル・エコノミーの進展に影響を受けて おらず、紙幣制度自体の見直しも提案されているところである。 上述の支払情報の集中化による Tax Gap の縮小は、ひとえにキャッシュレス決済システムの普及にかかっているが、民法・消費者法を中心に同システムの法的 問題が検討されつつある。消費者等による上記決済システムの法的な使いやすさは、Tax Gap 縮小の要となっている。

(2) 2019年度

本年度は、すでに精査したところの租税情報取得に関する現状把握、他法分野における議論状況、国際的な制度概要の把握を踏まえ、制度モデルを構築し、実務家との意見交換(研究会における討議)、共同研究(多様な法分野の専門家が参画する研究プロジェクトへの参加)による実務的な観点からの Tax Gap 対処法をかなり細部まで詰めて検討することを目的とした。

経済のデジタル化の進展と租税情報取得への影響はかなりに及ぶが、ICTにいかなる進展があるうともそれによる情報取得では解決できない問題については、手続的に対象(者)を限定することにより、ある程度の解決が可能であると考えられる。例えば、物販事業を行う者の売上げはプラットフォーマーやクレジットカードのアクワイヤラ、金融機関の口座により把握できる一方、支払った仕入(費用)側の把握は容易ではない。特にいわゆるインボイスによる情報把握が難しい小規模事業者については、帳簿書類の保存に留まらず、一定の要件を満たす口座のみから行われる適格支出につき仕入(費用)を認めるといった対象の限定を、情報取得と組み合わせる形で実行することが望ましい。

他方、資産税分野、いわゆる固定資産税評価における情報把握の困難さと解決法についても検討対象を広げた。固定資産税分野では、地価という、ある程度の幅はあるけれども比較的客観的に把握しやすい(そして事実認定の問題をルールによって法律問題にしやすい)租税情報については、租税の目的または対象が異なるがゆえに、税法領域であっても評価方法を統一することは容易ではない。もっとも、ICTの発展により、評価が異なる状況が納税者・課税庁双方により即時に把握できることの方がより重要であるとの見方は可能であり、この見地からすれば、税(評価)の統一化よりも情報提示の一元化を目指すべきであろう。

(3) 2020年度

本年度は、当初韓国における実地調査を通じた比較法アプローチによる調査研究を意図していたが、周知の通りコロナ禍によって国際的な移動が止められたため、急遽インターネット上の情報を対象に、国際比較のアプローチを用いて、OECD や EU などにおけるデジタルプラットフォーマーを中心とした租税情報把握と流通、それを踏まえた賦課徴収にアプローチと対象を切り替え、VAT のインボイスマッチングの成果や、キャッシュレス決済取引の捕捉状況を検討するとともに、当初計画よりもやや対象を広げ、税に関する情報の提供のあり方(消費税のいわゆる外税・内税問題) いわゆる台帳課税方式を採る場合の情報の正確性の担保と修正、内心の自由や信教の自由に関わる情報流通の問題等も検討を行った。

現在はやはりコロナ禍により議論が停滞しているものの、OECD を中心とした議論において、プラットフォーム所得・消費課税に関する一定の議論の収斂ができつつある(情報交換の枠組みも、プラットフォーマーに関するそれも含めて議論が煮詰まりつつある)。また、経済のデジタル化やキャッシュレス決済の進展が、特に国際的な現物財の取引に対する課税漏れ(税関での消費税課税漏れ)という、デジタル領域に留まらない影響を及ぼしており、影響を日本も受けている可能性が高いため、2019 年度に検討したように、対象の限定化を通じた現金取引のキャッシュレス取引への誘導等が必要である(しかしそのような手段に頼らずとも、コロナ禍は思いがけずキャッシュレス決済やマイナンバーカード普及の追い風になった側面があり、これは予想外

であった》。また、消費者保護の観点からのみではない内税・外税問題の議論の方向性や情報取得と信教の自由との関係を題材に検討を行い、政治的責任の議論や広い意味での思想信条の自由の確保に配慮が必要であることを改めて確認したうえで、具体的な制度設計の提言を行った(内税統一が好ましい、など)。

(4) 2021年度

本年度は具体的な制度モデルを提示することを念頭に置いた。コロナ禍により IT 環境の進展がなかば環境的に強制された側面もあり、本研究の計画立案当時とは IT 環境が大幅に様変わりした。COCOA など匿名化された公的情報の枠組みすら確立しつつあり(COCOA 自体の成否は置く)事業者からの情報提供枠組みについても、既存の税務調査のそれを拡大する形で対処が図られることとなるなど、研究当初の予想とは異なる社会状況が生じ、またインターネット上で個人情報や取引情報をやりとりすることについて、社会的な「慣れ」が生じてきたと考えられる。

目的外利用を困難にする分散型保存を行いながら、各種デジタルプラットフォーマー(事業者)の発展など経済のデジタル化の進展を活かして集積した情報を収集集積し、最低限かつ監視下での租税情報マッチングが租税情報収集分析のための基本モデルとして考えられるところ、前年度でも指摘したとおり、コロナ禍を背景としたキャッシュレス取引とマイナンバーの普及は、多額の国費投入を主たるエンジンとして、予想外に進展することとなった。基本モデル(的な仕組み)は着実かつ大幅に進展しつつあると評価でき、今後は普及に伴う細かな問題をつぶさに検討対処する段階に入ったといえる。

なお、本研究では、地方税を中心とする地方公共団体の情報流通に着目する形でモデル構築を考えたが、上記の進展(マイナンバーやキャッシュレス取引に対する「社会的な慣れ」)を踏まえると、マイナンバー制度の利便性向上、情報突き合わせ制度確立と情報監査制度の拡充、税務調査対象選定方法の明確化等の措置を講じた多元的公的情報流通制度の構築が好ましいと思われる。

(5) 2022 年度

本年度は、コロナ禍により研究期間を1年延長しつつ、具体的な最終制度モデルと現状評価、さらにキャッシュでの評価の困難な税や情報処理における専門職の役割の評価などを目的とした。キャッシュレス化を前提とした事業者への情報集約とそれに伴う目的限定的情報取得は現時点でもある程度実現化しているが、事業者負担を考慮したため簡易迅速な情報収集は限定的なものに留まり(例えば、国税通則法 74 条の 13 の 2 以下により金融機関口座情報の検索などが課税庁にとって容易になった一方、同報 74 条の 7 の 2 や 74 条の 12 など、プラットフォーマーや事業者団体などからの情報収集は必ずしも恒常的なものとして構築されていない)、中途半端な情報収集による不正申告の可能性(例えば、マイナポータルでは医療費情報などの情報が比較的迅速簡単に入手できるが、システムが分散型であるため情報取得のための連携に失敗したり、情報入手・画面遷移に時間がかかったりするうえ、多くの自治体が子供の医療費を無償化しているにもかかわらずこの点がマイナポータル上は反映されていないため、医療費控除額が過大となる可能性がある)といった問題が生じている。

(6) 総括

本研究の期間中、キャッシュレス化や事業者への情報集約は引き続き進展し、課税庁によるその取得はかなり事業者側に配慮しながら国内的に実施され、国際的にもプラットフォーマーが把握しているシェアリング / ギグ・エコノミーなどの売主に関する情報申告に関する国際的統一ルールに関する議論が深まりつつある。マイナンバーカードの急速な普及やそれに伴うスマホによる確定申告書の提出、キャッシュレス納税など、本研究が目指すモデルを超えて、徴税漏れを縮小しながら情報の適切な加工・利用を行う法的システムが構築されつつある。他方、伝統的(現金)取引の非公式経済化、評価困難性を抱える税の問題や課税庁が入手した情報のクロスチェックが不十分といった「宝の持ち腐れ」現象が生じている。

本研究の究極的な問いに対して答えを行うとすれば、以下のようになるであろう。経済のデジタル化やキャッシュレス化の進展、マイナンバーカードの普及により、課税庁による効率的・網羅的で、しかも目的限定的な情報取得・加工・利用システムが、法的な根拠を持ちつつ、実際に整備されつつある。少なくともインターネット上の取引に関して捕捉は容易になり、キャッシュレス取引の進展により、Tax Gap が縮小される状況は整ってきた。

もっとも、例えば通貨流通高や日本銀行券発行高は増加傾向にあり、現金取引の捕捉と Tax Gap の縮小が十分行われているとは言い難い状況にあるうえ、予想どおりとはいえ、情報取得・加工・利用システムの細かな不具合も目立つようになってきた。固定資産評価など、情報の一元化は無理にせよ、一元的表示が好ましい情報について、そのような表示が ICT を利用して行われるところまでは至っていない(ただし一元的な路線価表示など、ある程度の進展はないわけでは

ない)。情報取得・加工・利用システムの精緻化・対象拡大化、そしてそれに伴っていわばついて行けなくなる者に対する配慮を今後は地道に積み重ねる必要がある。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計19件(うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件)

1 . 著者名 高橋祐介	4 . 巻 1213
2.論文標題 デジタルプラットフォームビジネスと税務情報収集・徴収の課題	5 . 発行年 2022年
3.雑誌名 NBL	6.最初と最後の頁 55-60
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
. ***	. 24
1.著者名 高橋祐介	4.巻 586
2.論文標題 税務調査・争訟と専門職責任	5.発行年 2022年
3.雑誌名 税法学	6.最初と最後の頁 309 - 332
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
Service Control of Management (1997)	
1.著者名 高橋祐介	4.巻 63
1 . 著者名	
1.著者名 高橋祐介 2.論文標題 固定資産税等の過大な決定による損害賠償請求権に係る民法七二四条後段所定の除斥期間の起算点(最判	5 . 発行年
1 . 著者名 高橋祐介 2 . 論文標題 固定資産税等の過大な決定による損害賠償請求権に係る民法七二四条後段所定の除斥期間の起算点(最判 令和2年3月24日民集74巻3号292頁) 3 . 雑誌名	5 . 発行年 2021年 6 . 最初と最後の頁
1 . 著者名 高橋祐介 2 . 論文標題 固定資産税等の過大な決定による損害賠償請求権に係る民法七二四条後段所定の除斥期間の起算点(最判令和2年3月24日民集74巻3号292頁) 3 . 雑誌名 法律時報別冊私法判例リマークス(2021[下]令和2年度判例評論) 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	5 . 発行年 2021年 6 . 最初と最後の頁 34-37 査読の有無
1 . 著者名 高橋祐介 2 . 論文標題 固定資産税等の過大な決定による損害賠償請求権に係る民法七二四条後段所定の除斥期間の起算点(最判 令和2年3月24日民集74巻3号292頁) 3 . 雑誌名 法律時報別冊私法判例リマークス(2021[下]令和2年度判例評論) 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	5 . 発行年 2021年 6 . 最初と最後の頁 34-37 査読の有無 無 国際共著
1 . 著者名 高橋祐介 2 . 論文標題 固定資産税等の過大な決定による損害賠償請求権に係る民法七二四条後段所定の除斥期間の起算点(最判令和2年3月24日民集74巻3号292頁) 3 . 雑誌名 法律時報別冊私法判例リマークス(2021[下]令和2年度判例評論) 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	5 . 発行年 2021年 6 . 最初と最後の頁 34-37 査読の有無
1 . 著者名 高橋祐介 2 . 論文標題 固定資産税等の過大な決定による損害賠償請求権に係る民法七二四条後段所定の除斥期間の起算点(最判 令和2年3月24日民集74巻3号292頁) 3 . 雑誌名 法律時報別冊私法判例リマークス(2021[下]令和2年度判例評論) 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1 . 著者名	5 . 発行年 2021年 6 . 最初と最後の頁 34-37 査読の有無 無 国際共著
1 . 著者名 高橋祐介 2 . 論文標題 固定資産税等の過大な決定による損害賠償請求権に係る民法七二四条後段所定の除斥期間の起算点(最判令和2年3月24日民集74巻3号292頁) 3 . 雑誌名 法律時報別冊私法判例リマークス(2021[下]令和2年度判例評論) 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1 . 著者名 高橋祐介 2 . 論文標題	5 . 発行年 2021年 6 . 最初と最後の頁 34-37 査読の有無 無 国際共著 - 4 . 巻 253 5 . 発行年
1 . 著者名 高橋祐介 2 . 論文標題 固定資産税等の過大な決定による損害賠償請求権に係る民法七二四条後段所定の除斥期間の起算点(最判令和2年3月24日民集74巻3号292頁) 3 . 雑誌名 法律時報別冊私法判例リマークス(2021[下]令和2年度判例評論) 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1 . 著者名 高橋祐介 2 . 論文標題 民法上の組合の課税関係(最二判平成13・7・16) 3 . 雑誌名	5 . 発行年 2021年 6 . 最初と最後の頁 34-37 査読の有無 無 国際共著 - 4 . 巻 253 5 . 発行年 2021年 6 . 最初と最後の頁

1,著者名	4 . 巻
高橋祐介	253
2.論文標題 課税物件の帰属 親子歯科医師事件(東京高判平成3・6・6)	5 . 発行年 2021年
3.雑誌名 別冊ジュリスト(租税判例百選(第7版))	6.最初と最後の頁 58-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1.著者名 高橋祐介	4.巻 585
2.論文標題 不動産取得税の課税対象となる 共有物分割時の持分超過部分の判断方法 (最高裁判所令和2年3月19日第一小法廷判決,平成31年(行ヒ)第99号, 不動産取得税賦課決定処分取消請求事件,民集74巻3号227頁)	5 . 発行年 2021年
3 . 雑誌名 税法学	6 . 最初と最後の頁 209 - 222
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
	. 44
1.著者名 高橋祐介	4.巻 211
2 . 論文標題 市町村、また負けたってよ -最高裁平成25年判決後の固定資産税事例を題材として-	5 . 発行年 2020年
3.雑誌名 税研	6.最初と最後の頁 16-22
 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1 . 著者名 高橋祐介 	4.巻 77
2.論文標題 信教の自由と租税法(国家と宗教)(憲法20条)	5 . 発行年 2020年
3.雑誌名 日税研論集	6.最初と最後の頁 39-82
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著

1.著者名	4 . 巻
高橋祐介	855
15.18.127	
2 . 論文標題	5 . 発行年
宗教と税法 : 消費者保護の視点も踏まえて	2021年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
租税研究	41-51
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1 . 著者名	4 . 巻
高橋祐介	92巻11号
2 . 論文標題	5 . 発行年
消費者法制と税法	2020年
1355 - 1355 - 1355	
2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6.最初と最後の頁
3.雑誌名	
法律時報	124-129
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
40	////
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1 . 著者名	4 . 巻
高橋祐介	1535
2 . 論文標題	5 . 発行年
租税判例速報 調整池に供されている土地の宅地該当性[最高裁平成31.4.9判決]	2019年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
ジュリスト	10-11
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無 無
	711
ナープンファセフ	同欧开莱
オーブンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1. 著者名	4 . 巻
高橋祐介	283
미에게기	200
- 44) 1777	
2.論文標題	5 . 発行年
判例研究 固定資産評価基準と建築基準法(平成30年法67号による改正前のもの)42条1項3号所定の道路該当	2019年
性[最高裁平成30.7.17判決]	
3 . 維誌名	6.最初と最後の頁
名古屋大学法政論集	235-273
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
10.18999/nujlp.283.8	無
	A11
オープンアクセス	国際共著
	当际 六百
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	-
3 7777 27(20 20 10 (6),27 20 3)	

 著者名 高橋祐介 論文標題 経済のデジタル化と税制 雑誌名 法学教室 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 著者名 高橋社会 	4 . 巻 469 5 . 発行年 2019年 6 . 最初と最後の頁 55-57 査読の有無
 2. 論文標題 経済のデジタル化と税制 3. 雑誌名 法学教室 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし オープンアクセス	5 . 発行年 2019年 6 . 最初と最後の頁 55-57 査読の有無 無
経済のデジタル化と税制 3 . 雑誌名 法学教室 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1 . 著者名	2019年 6.最初と最後の頁 55-57 査読の有無 無
経済のデジタル化と税制 3 . 雑誌名 法学教室 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1 . 著者名	2019年 6.最初と最後の頁 55-57 査読の有無 無
3 . 雑誌名 法学教室 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	6 . 最初と最後の頁 55-57 査読の有無 無
法学教室 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	55-57 査読の有無 無
法学教室 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	55-57 査読の有無 無
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1.著者名	査読の有無無無
なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1.著者名	無
なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1.著者名	無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1.著者名	
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1.著者名	
1 . 著者名	国際共著
	-
	4.巻
高橋祐介	841
2 . 論文標題	5.発行年
固定資産税に関する最近の最高裁判例の動向[平成30.7.17判決,平成31.4.9判決,令和元.7.16判決]	2019年
3 . 雑誌名	6.最初と最後の頁
租税研究	88-97
掲載論文のDOI (デジタルオプジェクト識別子)	<u></u>
は、なし	無

<u>+</u> −プンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国际八 省
1 . 著者名	4 . 巻
高橋祐介	30
2 . 論文標題	5 . 発行年
パススルー課税と租税手続	2019年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
税大ジャーナル	121-138
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	<u> </u> 査読の有無
	無
	///
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1.著者名	4 . 巻
高橋祐介	46号
2 . 論文標題	5.発行年
- ・	2018年
1 X 1 千 N C ← O → 1 N (1) 1 I X V I X X X X X X X X X	2010-1
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
租税法研究	64-80
1117/0/A WI / U	04 00

	査読の有無
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	無
	無

1.著者名 高橋祐介	4.巻 771号
2.論文標題 ふるさと納税制度の一考察-意義とあるべき姿	5 . 発行年 2018年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
地方財務	64-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)	│ │ 査読の有無
拘戦論又の001(デンタルオフシェクト戦別士)	│ 重祝の有無 │ 無
+	
│ オープンアクセス │	国際共著
1 . 著者名 高橋祐介	4.巻 28号
2.論文標題 労働法と税法	5.発行年 2019年
カ側次と枕次	
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
論究ジュリスト	14-20
	本芸の左便
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
│ オープンアクセス │	国際共著
1 . 著者名 菅納敏恭・髙橋祐介	4 . 巻 34巻4号
2 . 論文標題 ギャンブル収益の課税	5 . 発行年 2018年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁 1-10
 税研 	1-10
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	│ │ 査読の有無
対戦論文の001(アクタルオプシェット部が上)	│ 旦祝の行無 │ 無
オープンアクセス	国際共著
オープンアグセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国际共者
	•
【学会発表】 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件) ┃ 1.発表者名	
高橋祐介	
2 . 発表標題 2筆以上の隣接宅地を一画地として評価した場合の各筆宅地評点数の算定方法	
2年%エジアサチュターーーーーーーー	
3.学会等名	
日本税法学会中部地区研究会	
4.発表年	

2021年

〔図書〕 計2件	
1.著者名 佐藤英明,岡村忠生,渋谷雅弘,高橋祐介,谷口勢津夫,増井良啓,渡辺徹也	4 . 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 392
3.書名 租税法演習ノート:租税法を楽しむ21問(第四版)	
1 . 著者名 高橋祐介	4 . 発行年 2018年
2.出版社有斐閣	5.総ページ数 624
3.書名 租税法と民法	
〔産業財産権〕	
〔その他〕 教員紹介	
http://profs.provost.nagoya-u.ac.jp/view/html/100003795_ja.html	

_	6	. 研究組織		
		氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------